

基本給与表

別表1

I 等級		II 等級		III 等級		IV 等級	
号数	基本給	号数	基本給	号数	基本給	号数	基本給
1	145,000	1	170,000	1	200,000	1	250,000
2	146,000	2	171,000	2	202,000	2	252,000
3	147,000	3	172,000	3	204,000	3	254,000
4	148,000	4	173,000	4	206,000	4	256,000
5	149,000	5	174,000	5	208,000	5	258,000
6	150,000	6	175,000	6	210,000	6	260,000
7	151,000	7	176,000	7	212,000	7	262,000
8	152,000	8	177,000	8	214,000	8	264,000
9	153,000	9	178,000	9	216,000	9	266,000
10	154,000	10	179,000	10	218,000	10	268,000
11	155,000	11	180,000	11	220,000	11	270,000
12	156,000	12	181,500	12	225,000	12	275,000
13	157,000	13	183,000	13	230,000	13	280,000
14	158,000	14	184,500	14	235,000	14	285,000
15	159,000	15	186,000	15	240,000	15	290,000
16	160,000	16	187,500	16	245,000	16	295,000
17	161,000	17	189,000	17	250,000	17	300,000
18	162,000	18	190,500	18	255,000	18	305,000
19	163,000	19	192,000	19	260,000	19	310,000
20	164,000	20	193,500	20	265,000	20	315,000
21	165,000	21	195,000	21	270,000	21	320,000
22	166,000	22	196,500	22	275,000	22	325,000
23	167,000	23	198,000	23	280,000	23	330,000
24	168,000	24	199,500	24	285,000	24	335,000
25	169,000	25	201,000	25	290,000	25	340,000
26	170,000	26	202,500	26	295,000	26	345,000
27	171,000	27	204,000	27	300,000	27	350,000
28	172,000	28	205,500	28	305,000	28	355,000
29	173,000	29	207,000	29	310,000	29	360,000
30	174,000	30	208,500	30	315,000	30	365,000
31	175,000	31	210,000	31	320,000	31	370,000
32	176,000	32	211,500	32	325,000	32	375,000
33	177,000	33	213,000	33	330,000	33	380,000
34	178,000	34	214,500	34	335,000	34	385,000
35	179,000	35	216,000	35	340,000	35	390,000
36	180,000	36	217,500	36	345,000	36	395,000
37	181,000	37	219,000	37	350,000	37	400,000
38	182,000	38	220,500	38	355,000	38	405,000
39	183,000	39	222,000	39	360,000	39	410,000
40	184,000	40	223,500	40	365,000	40	415,000
41	185,000	41	225,000	41	370,000	41	420,000
42	186,000	42	226,500	42	375,000	42	425,000
43	187,000	43	228,000	43	380,000	43	430,000
44	188,000	44	230,000	44	385,000	44	435,000
45	189,000	45	232,000	45	390,000	45	440,000
46	190,000	46	234,000	46	395,000	46	445,000
47	191,000	47	236,000	47	400,000	47	450,000
48	192,000	48	238,000	48	405,000	48	455,000
49	193,000	49	240,000	49	410,000	49	460,000
50	194,000	50	242,000	50	415,000	50	465,000
51	195,000	51	244,000	51	420,000	51	470,000
52	196,000	52	246,000	52	425,000	52	475,000
53	197,000	53	248,000	53	430,000	53	480,000
54	198,000	54	250,000	54	435,000	54	485,000
55	199,000	55	252,000	55	440,000	55	490,000

別表2 職務の等級分類表

等級	定義	代表職位
IV	会社運営の基本方針に基づいて、施設と各事業所を包括的に管理し、指導する職位。	施設長
III	各事業所の管理者として所管業務を担当し、政策的事項については指示を受けるが、日常業務については自己の判断に基づいて部下の指揮監督をする職位。	課長(管理者)
II	業務に関する比較的高度の知識と経験に基づき、指示を受けた業務処理の方針ならびに手続きに沿って、下級社員を指導しながら業務を行い、併せて上長を補佐する職位。	主任
I	業務に関する普通程度の知識と経験に基づいて、上長より具体的な指示を受けながら日常のサービス業務もしくは事務を行う職位。	一般社員

別表3 新規学卒者の初任等級号数

学歴	等級号数
中学卒	I 等級-21号
高校卒	I 等級-21号
専門学校卒(2年)	I 等級-31号
短期大学卒	I 等級-31号
4年生大学卒	I 等級-41号

別表4 昇給 (年齢区分)

等級	調整年齢前	第1次調整年齢	第2次調整年齢	第3次調整年齢
I	25歳まで	26歳～36歳	37歳～50歳	51歳以降
II	35歳まで	36歳～41歳	42歳～53歳	54歳以降
III	45歳まで	46歳～51歳	52歳～56歳	57歳以降
IV	50歳まで	51歳～55歳	56歳～57歳	58歳以降

※調整年齢 等級ごとに年齢によって評価における昇給の号数が変わります。

別表5 (昇給号数)

評価	調整年齢前	第1次調整年齢	第2次調整年齢	第3次調整年齢
S	6号	4号	3号	2号
A	5号	3号	2号	1号
B	3号	2号	1号	0号
C	2号	1号	0号	0号

別表6 賞与支給率 (但し中間賞与は給料1か月分のみ)

1. 個人別賞与配分額 = (給料比例分 + 成績比例分) × 出勤係数

給料比例分 = 給料 × 月数

成績比例分 = 1点単価 × 配分点数 (等級別成績評価別配分点数)

1点単価 = (賞与配分総額 - 給料比例分総額) / 対象人員の配分点数合計

賞与配分総額 = 1月～12月の純利益の半額より社会保険料等の事業所負担分を差し引いた額

2. 配分点数表

等級 成績	I	II	III	IV
S	150	190	250	340
A	120	150	190	250
B	100	120	150	190
C	80	100	120	150

別表7 出勤係数

1.出勤係数 = {(年間所定労働日数/2) - 欠勤日数} / (年間所定労働日数/2)
 ※端数処理は小数点以下第4位を繰り上げる。

2.賞与算定にあたって欠勤として取り扱う事由は次のとおりとする。

事由	取扱
就業規則第34条 産前産後休養	欠勤
同第37条 妊娠中の通院	欠勤
同37条 妊娠中および産後の症状等に関する処置	欠勤
同38条 育児休憩時間	欠勤
同39条・40条 育児休業・介護休業	欠勤
同第41条 病気休暇	欠勤
遅刻・早退・私用外出等	算定期間中の合計が4時間をもって1日欠勤

別表8

1.勤続1年に満たない社員の賞与支給基準

対象者	勤務期間	賞与支給
新規採用者または 中途採用者	勤続3か月未満	支給しない
	勤続1年未満	寸志

別表9 各種手当

ベースアップ支援金(令和4年10月新設)

ベースアップ支援金(令和4年度新設)を原資に、職員すべてに支給する。
 原則として全職員を常勤換算し時間あたりの支援金を算出し、職位、勤続年数等を問わずその労働時間に乗じて支給する。※常勤職員は月額。パート等非常勤職員は時間給とする。

資格手当

	金額(円)
介護福祉士	8,000
ヘルパー2級	3,000
看護師	10,000
准看護師	5,000
社会福祉士	8,000
社会福祉主事	5,000
調理師	8,000
ケアマネージャー	10,000

※但し、当該業務に係る資格に限る。

役職手当

施設長	35,000
管理者	10,000~30,000
サービス提供責任者	5,000~30,000

夜勤手当 時給(基本給÷22日÷8時間)×25%×10時間 ※小数点以下切上

宿直手当 1勤務につき5,000円

処遇改善手当

基本給 正職員及びパートに対して個々に査定の上、上昇させる。パートは処遇改善手当の趣旨に沿い時給単位で処遇改善手当を給付する。(訪問介護100~150円/h通所介護80円/h)・併せて賞与時期に処遇改善手当として一時金を支給する。正職員は賞与时、賞与とは別に処遇改善手当を支給する。

特定処遇改善手当

嘱託・パートを含むすべての職員に令和1年10月度の給与より支給する。(含む賞与时)(A)の職員には

月額平均20,000円(B)の職員には介護福祉士正職員に月額平均10,000円・同パート職員に時給30円～70円、初任者研修(ヘルパー2級)には正職員に月額平均6,000円・同パート職員には20円～50円を支給する。職員全員を常勤換算で計算し、労働時間と資格等によって正職員とパート等に差が出ないようにする。

※(A)経験・技能のある介護職員 (B)その他の介護職員 (C)その他の職種
別表9(別紙1)

ドマーニ宇久井における職位と必要な能力

職位(Ⅳ等級)		役職	資格	必要な能力	
総括管理職		施設長	定め無し	各事業所の統括管理 全ての職員の指導育成 施設の運営・企画	
職務内容	各事業所と全職員の管理(財務・人事・指導・育成)			経験年数	3年以上
研修等	職員の社内・外部双方の研修実施において指導的役割を持ち、自らも積極的に研修に参加し、自己啓発に努める。				
職位(Ⅲ等級)		役職	資格	必要な能力	
管理職		管理者	介護福祉士	事業所及び従業員の管理 従業員の指導・育成 事業所の運営・企画	
職務内容	事業所と職員の管理(事業・人事・指導・育成)			経験年数	3年以上
研修等	管理者研修・虐待防止研修・外部研修参加・異業種交流				
職位(Ⅲ等級)		役職	資格	必要な能力	
上級介護職員		サービス提供責任者	介護福祉士	リーダーシップ 総合的判断力 課題形成能力・課題解決力	
職務内容	サービスの運営方針及び目標の設定・介護職員の統括・事故発生時における対応			経験年数	5年以上
研修等	上級研修・サ責研修・虐待防止研修・資格取得支援・専門技能・外部研修				
職位(Ⅲ等級)		役職	資格	必要な能力	
上級介護職員		管理者補佐	介護福祉士	介護職員に対する指導力 緊急時における対応力・解決力	
職務内容	新人・初級・中級介護職員の指導・管理者の補佐			経験年数	5年以上
研修等	上級研修・虐待防止研修・資格取得支援・専門技能・外部研修				
職位(Ⅱ等級)		役職	資格	必要な能力	
中級介護職員		主任	介護福祉士・介護職員初任者研修	サービスの質の向上や業務改善力、問題解決力、専門的知識の習得	
職務内容	新人・初級介護職員の指導、改善提案、高度なケースにおける適切な対応			経験年数	3年以上
研修等	中級研修・資格取得研修・外部研修				
職位(Ⅰ等級)		役職	資格	必要な能力	
初級介護職員			介護福祉士・介護職員初任者研修	実践的な介護技術、知識の習得 現場における状況判断力	
職務内容	利用者のニーズや状況に応じた適切な対応、新人の指導			経験年数	半年以上
研修等	初級研修・資格取得研修・外部研修				
職位(Ⅰ等級)		役職	資格	必要な能力	
新人介護職員			介護職員初任者研修	サービスの質の向上や業務改善力、問題解決力、専門的知識の習得	
職務内容	サービス提供時間における基本的な業務			経験年数	半年未満
研修等	新人研修・マナー研修・資格取得研修				

介護職員の職業能力評価による給与等級

事業名	レベル	給与等級	備考
	2中級	I-26～	経験3年以上
通所介護	1初級	I-16～	
	2中級	I-26～	経験3年以上
	3上級	II-11～	経験5年以上
事業管理	2	III-6～	経験3年以上介護福祉士
	3	III-12～	経験5年以上介護福祉士
	4	III-16～	経験10年以上介護福祉士

※職業能力評価シートを使用して定期的に(年度ごとに1度程度)評価し
上長の評価を経てレベルを決定する。

※備考欄の経験年数等は条件であり、その経験年数等有るからと言って
そのレベルだということではない。

令和5年10月1日現在

ドマーニ宇久井

就業規則 第6章 給与 別表1～10